

双葉町公設商業施設 MEMEGURU FUTABA オープン!

めめぐる

ふたば

目次

- | | | | |
|------|-------------|------|---------------|
| P 2 | グルメスポットオープン | P 4 | 震災発生15年 町内で追悼 |
| P 6 | 令和8年度 施政方針 | P 12 | 除草報償金が増額されました |
| P 14 | 教育長メッセージ | P 17 | 図書館見学会を開催します |



串と鉄板だるま

双葉ダルマの「七転び八起き」の精神を胸に、地産地消の鉄板料理と自家製クラフトビールで、双葉の歴史と未来に福を繋ぎます。

Side Story

宿泊事業を中心に地域の賑わいを生み出す会社として、2014年に京都府南丹市で創業しました。これまで行政と連携し公共施設の運営などを担い、産直市場や公園の賑わいづくりに取り組んできました。

双葉町でも食や宿泊、賑わいづくりに関わる皆さんと連携し、町の復興に関われることに感謝しています。「誠実」を大切に「Happiness for everyone (すべての人に幸せを)」の理念のもと、地域の皆さまとともに歩んでいきたいと考えています。



株式会社 fat マネジメント
執行役員

塩貝 直樹さん

福島復興に飲食の立場から関わりたい。そんな思いを抱いていて、取引先から出店公募の話聞いたことがきっかけでした。

ご縁をいただき、帰還困難区域などを視察するなかで「町の復興をお手伝いしたい」という思いがより強くなりました。

飲食のプロとして「食」の面から地域を支えたい。町の人はもちろん、観光で訪れる人たちも立ち寄り場所になりたいと思いながら、復興の一步となるお店にしたいと考えています。

MEMEGURU FUTABA

(めめぐるふたば)

美味
しい
もの、
そして
未来
の話。



双葉町の新しいグルメスポットについて各店舗に出店の経緯などを伺いました。美味しさの裏にある隠れたエピソードに触れるときっとお店に行きたくなるはず。

お料理を楽しむことはもちろん、これからの双葉町の話をしてみませんか。



【問い合わせ】

串と鉄板だるま 0240-23-4266

営業時間 11:00~21:00

定休日 日・祝

CAFE FUTABA 0240-23-7525

営業時間 11:30~21:00

定休日 月のみ

居酒屋こんどこそ 双葉店 0240-34-2525

営業時間 10:00~15:00 / 17:00~21:00

定休日 日・水

住 所 双葉町長塚字町東154番地



居酒屋 こんどこそ 双葉店

地元の海産物「常磐もの」を中心に提供するアットホームな雰囲気を大切にした居酒屋です。



CAFE FUTABA

コーヒーやパスタ、スキレットカレーなどを楽しめる双葉駅前カフェ。気軽に立ち寄れる地域の憩いの場を目指します。

Side Story

昭和59年に浪江町で営業を開始。相馬市で仕入れた新鮮な「常磐もの」を提供してきました。

東日本大震災により避難した二本松市で平成23年から営業開始。馴染みのない避難先での商売にはじめは苦戦しましたが、徐々に常連に恵まれお客様が増えました。平成30年には浪江店を再開させ、帰還や観光の方にご利用いただきました。

震災前は双葉町のお客さんも多く、お店を支えていただきました。双葉町の復興を応援するために今回出店することになりました。



代表

大清水 タミ子さん

震災前は双葉町から来てくださるお客さんも多かったのですが、皆さんと再会できるのをとても楽しみにしています。

開店前から「お店に食べに行くよ」「楽しみにしているよ」と電話をいただくこともあって、本当にありがたいです。昔からの常連さんとまたお話しできることを今から楽しみにしています。ありがたいことに、開店前からすでに宴会の予約が9件入っています。双葉町で営業できることを、私自身とても楽しみにしています。

Side Story

当社は北海道・十勝地方で肥育牧場を運営し、約1,200頭の肉牛を肥育しています。牧場から排出される糞尿を活用したバイオマス発電にも取り組み、循環型農業を実践しています。こうした取り組みが評価され「北海道を代表する企業100選」に選出されました。

令和3年からは双葉町中野地区でホテルを運営し、宿泊の場所を提供することで復興に携わる方々を支援してまいりました。現在では2館合わせて162室を提供しています。



(株)アルム

取締役次長

清信 功之介さん

北海道・十勝地方で事業展開する(株)アルムシステムの取り組みを通じ、双葉町とは4年前からご縁が生まれました。当時の中野地区には産業交流センターしかありませんでしたが、今では多くの企業が進出し、復興の進展を実感しています。これからは駅前にも賑わいが広がっていく中で、人が気軽に集い交流できる場所をつくるのが大切だと考えました。この場所が地域の皆さんや訪れる人の交流の場となり、双葉町の復興に少しでも貢献できればと思っています。

— あの日の記憶は、
いまも静かに息づいている —



3月11日。 東日本大震災の発生から、15年。

手を合わせる人。
花を手向ける人。
空を見上げる人。

それぞれの祈りが、
重なる日。



中野地区に建立された慰霊碑。
あの日を想い、手を合わせる。



慰霊碑の前で空を仰ぐ。想いは空へ。

祈りの風景

花が手向けられた追悼献花場。
ひとつひとつの花に、
想いが込められていた。



犠牲者への想いが花に託される

東日本大震災と東京電力福島第1原発の事故から15年の節目を迎えた3月11日、町は静かな祈りに包まれた。
中野地区では犠牲者を悼む慰霊碑の除幕式を行い、遺族などの参列者が手を合わせた。



あの日に想いを寄せる静かな祈りの時間。

震災発生時刻の午後2時46分には、町内各地で黙祷が捧げられた。
町内の犠牲者は直接死21人、災害関連死160人。今も原発事故の影響で全国43都道府県に避難を余儀なくされている。

町民の皆さまへ

町長施政方針

3月10日招集の令和8年第1回双葉町議会定例会において、伊澤史朗町長が施政方針を述べ、令和8年度における各種事業の取り組みなどについて説明しました。



と復興を祈念できるように「双葉町東日本大震災慰霊碑」を建立し、未曾有の災害による惨禍と教訓を決して忘れることなく、将来に伝えていく場所としてまいります。

また、本年も双葉町産業交流センターに「東日本大震災追悼献花場」を設けます。私も献花場に赴き、午後2時46分に震災により失われた尊い命、そして、ふるさと双葉町に戻ることを願いながらも志半ばで亡くなられた方々の御霊に哀悼の誠を捧げてまいります。

令和8年第1回双葉町議会定例会が開会するにあたり、私の所信の一端と町政運営の基本方針を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

明日で東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から15年の節目を迎えます。津波被害が最も大きかった浜野地区において、被災の伝承

るなど、日常生活の利便性が向上し、町に新たな賑わいが創出されつつあります。

また、特定帰還居住区域に認定されている下長塚、三字、羽鳥行政区の一部で立入規制が緩和されたほか、昨年の6月に創設した民間賃貸住宅の新築促進補助制度の活用が進むなど、今後の居住人口の増加につながる明るい兆しが見えてきております。

さらに「太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例」を制定し、再生可能エネルギーの活用と景観や自然環境との調和を両立させたまちづくりの基盤を整備するなど、本町の復興が新たなステージへと力強く踏み出した1年でもありました。

令和8年度は、第3期復興・創生期間の初年度であるとともに、復興まちづくり計画（第三次）の最終年度にあたることから、次期計画の策定を進めているところであります。

復興まちづくり計画（第四次）は、令和4年8月に町への帰還を果たしてから策定する初めての長期計画であり、10年先の未来を見据えた町の姿を示す大切な道標です。安心して暮らせる土台を築き、双葉町に関わるすべての人とともに人の営みを原動力に、学びと挑戦が日常にあふれる町を目指して、今後とも町民の皆さんや双葉町に關係する方々との議論を重ね、復興への

の道筋を示していきたいと考えております。

特定帰還居住区域についてではありませんが、本年2月、帰還困難区域内の避難指示解除に向けて策定した「特定帰還居住区域復興再生計画」の変更が認定され、第2期帰還意向調査に基づく約160ヘクタールが新たに追加されるとともに、羽鳥行政区の一部で立入規制緩和区域が追加となりました。帰還困難区域の避難指示解除に向けた大きな前進であり、町民の皆さんの更なる利便性の向上や帰還への機運醸成が進むものと期待しています。今後は、立入規制が緩和された3行政区の令和8年度中の避難指示解除に向け、除染や建物解体、生活インフラの整備を着実に進められるように国と調整してまいります。

また、国が示した「2020年代をかけた、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取り組みを進めていく」という方針の早期実現と「帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任をもって取り組む」との決意を具現化することを粘り強く国に要望してまいります。

私が町政運営における最重要課題として位置付けているのが、居住人口の拡大です。町民の皆さんが安心して帰還できる環境を整えるとともに、新た

に双葉町で暮らし、働き、子育てをしたいと考える方々を定住につなげることで、町の復興と将来にわたり持続的に発展する基盤となります。

今後は、「駅東まちづくり基本構想」を踏まえ、これまで「住む拠点」として整備を進めてきた駅西地区とともに「暮らしの拠点」へと発展させ、双葉駅を中心としたウォークアブルなまちづくりを進めてまいります。

居住人口の拡大に大きな原動力として期待しているのが、令和10年4月に町内において再開を予定していることも園・義務教育学校であり、子育て世代の定住に直結する重要な施策と捉えてまいります。

基本構想に掲げた4つの学校像を踏まえ、「世界にひとつの双葉の学校」を目指し、0歳から15歳までの保育・教育に対応し、双葉町から世界をフィールドに自らの選択と行動で社会を変えることができる子どもの育成を目指して、幼少期からの外国語活動を中心とした魅力ある教育環境づくりを進めてまいります。今後は、新たに開設したSNSを中心とした情報発信にも力を注いでまいります。

学校再開とともに柱となるのが**農業の再生**であります。昨年12月に高市総理大臣が来町され、原発事故の影響で手つかずのまま荒廃した石熊地区の農

地を視察されました。その際、私から帰還困難区域の農業水利施設の除染と復旧について要望したところ、高市総理大臣からは、特定帰還居住区域における営農再開を支援するため、農地や水利施設の除染に加え、農業法人等の参入や近隣農地を活用した一体的な耕作を調整していくことを示していただきました。

今後は、政府の方針を踏まえ、営農再開に向けた大きな課題である「担い手の確保」と「農業の基盤整備」の早期実現と、10年先を見据えた営農の在り方について、町民の皆さんとの議論を深め、営農再開面積の拡大につなげてまいります。

その上で、物価高騰や人材不足など厳しい社会情勢を踏まえ、復興事業を着実に進めるためには、**安定的かつ中長期的な財源の確保**が不可欠であります。

国は、昨年6月に『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針』を変更し、令和8年度から5年間の復旧・復興事業の規模は、第2期復興・創生期間を超える1.9兆円程度と明示しました。複合災害からの復興は、中長期にわたる財源の確保が不可欠であり、避難指示の解除時期や復興の進捗などの違いにより、各種事業における絞り込み等の不公平が生じないよう今後も県や関

係自治体と連携し、国や関係機関に強く要望するとともに、高速道路の無料化措置と医療費等の減免措置の継続につきましても、国に強く働きかけてまいります。

東京電力ホールディングス株式会社に対する要求についてであります。本年1月に東京電力ホールディングス株式会社の小早川社長が来町した際に「福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書」を手渡すとともに、廃炉作業の安全かつ確実な実施や原子力損害賠償の完全実施、双葉町の復旧・復興に向けた取り組みへの協力など、要求事項の実施について求めました。

特に原子力損害賠償については、中間指針や追補などによらず、少なくとも特定復興・再生拠点区域の避難指示が解除された令和4年8月30日までに賠償期間を見直すことや被害の実態に見合った十分な賠償を確実に行うように原子力発電所事故の原因者としての責任を全うすることなど、改めて「3つの誓い」の意義を深く認識するように強く求めました。

中間貯蔵施設及び除去土壌等の県外最終処分についてであります。国が約束した2045年3月まで残り20年を切る中、昨年7月から、中間貯蔵施

設に保管された除染土壌の一部が首相官邸や各省庁で使用され、復興再生利用にかけた第一歩となりました。

8月には、除去土壌等の県外最終処分に向けた政府の5年間のロードマップが公表されましたが、具体的な方針や工程が未だ明確ではなく、国民的理解の醸成も十分とは言えない状況が続いています。

中間貯蔵施設を安全に管理することはもちろんのこと、2045年3月までに県外最終処分を確実に履行するため、政府が先頭に立ち、国の総力を挙げて再生利用を推進し、全国的な理解をさらに深め、最終処分地の選定を計画的かつ着実に進めることを継続して求めてまいります。

次に、復興まちづくり計画(第三次)に掲げている基本施策の5つの分野について、令和8年度で重点的に取り組むべき施策を申し上げます。

まず、「**I 生活環境**」についてであります。

住宅の整備・支援については、これまで駅西地区において良好な住宅地を形成するエリアの具現化を目指し、一団地事業を展開することで、「住む拠点」である駅西住宅や住宅の分譲地等の整備を進めてまいりました。

今後は、迅速かつ効果的に居住環境を整備するため、民間活力を活用した

住宅整備を推進することが極めて重要であると認識しております。

そのため、帰還される方を対象とした帰還促進住宅支援事業に加え、民間賃貸住宅の新築促進補助制度を創設し、民間事業者が参入しやすい環境整備に努めてまいりました。

先般のプロポーザルでは、大和ハウス工業株式会社から駅西地区の一部区画において、家族向けを含めた100世帯分の賃貸住宅を整備するとの提案をいただいたところです。今後とも民間活力を活用した整備を進めるとともに、新山地区における新たな住宅整備についても検討に着手し、居住人口の拡大に努めてまいります。

また、移住定住相談センターやお試し住宅の取組を生かすとともに、新たに作成するプロモーション動画を効果的に活用するなど、移住・定住の促進にも注力してまいります。

さらには、応急仮設住宅の供与期間終了を見据え、生活に困窮する町民の生活再建を支援するため、必要に応じて個別訪問するなど、切れ目ない対応を継続していく考えです。

生活関連施設等の整備については、

双葉町体育館・公民館跡地に整備を進めてきた飲食店3店舗の完成を迎えることから、商業施設の拡張を視野に基本計画の策定を進め、町内に居住する皆さんや働く方々のさらなる生活環境

の向上に努めてまいります。

公共インフラの整備・復旧について

は、新しいこども園・義務教育学校と駅西住宅をつなぐ重要な生活道路である町道前田長塚線の改良工事のほか、狭あいとなっている戒川橋の改良工事を進め、安全性や利便性を向上させてまいります。

また、町道や橋梁等の点検・修繕等を継続的に実施することで、今後とも適正なインフラ整備に努めるとともに、特定帰還居住区域の避難指示解除も見据えた下水道施設の復旧や維持・修繕なども進めてまいります。

防犯・防火・防災体制の強化について

では、防災行政無線を持続的に運用するためのデジタル化を進め、災害時の緊急情報や防災情報をより確実に伝えることができるように取り組むほか、町内の必要箇所に防犯灯を増設するとともに、復興シンボル軸の一部区間に新たな街路灯を設置するなど、安全確保に努めてまいります。

また、特定帰還居住区域の立入規制が緩和された区域については、警察との連携はもとより、365日24時間体制の patroil を継続することで防犯体制を強化し、安全・安心な生活環境の構築に努めてまいります。

その他、全国的に喫緊の課題となっているクマ被害対策については緊急

銃猟に向けた体制整備を進めてまいります。

次に、「II 産業・エネルギー」についてであります。

商工業の発展については、「働く拠点」として整備を進めてきた中野地区復興産業拠点において、昨年も新たに2つの企業を加え、現在25の企業と立地協定を締結し、うち20社が操業を開始しております。

本年6月には、大和ライフネクスト株式会社が整備するカンファレンスホテルが開業予定であり、ロボットの開発・製造を手掛ける株式会社ビーエイブルによる廃炉技術の研究開発拠点の整備も進んでいるところです。

双葉町に進出したいと考える企業が、依然として旺盛と感じる一方で、復興産業拠点の協定締結済区画が7割に達している状況にあるため、新たな産業拠点の整備に向けた検討を進めてまいります。

双葉駅周辺においては、旧東邦銀行双葉支店をスモールオフィスやコワーキングスペース機能を有した起業家向けの新しい施設として整備し、新たな産業や交流を生み出す地域の活動拠点としての活用を進めてまいります。

また、双葉北小学校の旧校舎の利活用を進め、民間活力の活用を見据え、既存ストックを生かした産業創出に取り組んでまいります。

農業の再生については、避難指示が解除された下羽鳥・長塚地区のほ場整備や上羽鳥の基盤整備など、各地区のハード整備が着実に進捗しております。

今後は、農業の基盤整備と担い手への集積を通じた営農再開を加速させるため、営農する個人や法人への支援制度を創設するとともに、ため池の放射性物質対策や農業水利施設の復旧を継続して取り組んでまいります。

中田地区に建設を進めているトマトの養液栽培施設は、年間を通じて安定した栽培ができる利点を生かして年間500トンの収量を目指し、本年中に着工を予定しております。

また、昨年は町内2カ所でコメの実証栽培を実施して安全が確認されたことから、次年度もコメの出荷制限解除を目指した実証栽培を継続することで、農業の再生に向けた取り組みを加速させてまいります。

次に「III 医療・健康・福祉・介護」についてであります。

健康管理体制の確保等については、引き続き「健康ふたば21計画(第二次)」に基づき、具体的な推進項目や数値目標を定めて取り組んでいるところです。

今後も総合健診を実施するにあたり、保健師業務等の外部委託も活用して、町民の皆さんの健康状態をきめ細かく把握し、健診結果説明会等による

事後フォローアップを通じて、生活習慣病などの早期発見に努めてまいります。

また、昨年9月に明治安田生命保険相互会社いわき支社と締結した包括連携協定を踏まえ、各種イベントにおける町民の健康増進に努めるとともに、新たに介護事業所への送迎サービスを開始するほか、母子手帳や乳幼児健診等のデジタル化を進めるなど、町民サービスの向上に尽力してまいります。

福祉・介護体制の構築については、駅西地区に複合的福祉サービス拠点として、通所や訪問介護サービスの提供はもとより、地域包括支援センターによる相談、更には、誰もが気軽に集うことができる施設の整備を進めており、令和9年度の供用開始を目指して、本年中に本体工事に着手する予定であります。

地域包括ケアの体制づくりや医療費・介護保険料の削減等にもつながる介護予防などにも力を入れる方針であり、高齢者を含むすべての住民がまちづくりの担い手として活躍できるように取り組んでまいります。

次に、「IV教育・子育て・歴史・伝統・文化」についてであります。

教育環境の整備・充実については、本年中にこども園・義務教育学校の建

設工事に着手するとともに、基本構想で掲げた学校像に沿った保育・教育理念を策定し、カリキュラムの編成を進めてまいります。

また、次年度も双葉中学校の生徒を対象とした生徒海外派遣事業を実施し、国際社会や地域社会で活躍できる人材の育成を図りながら、友好都市締結に向けた交流を積み重ねるとともに、地域と連携した生涯学習事業も充実させてまいります。

子育て環境の充実については、「双葉町こども計画」の基本目標に基づき、少子化に対処するための施策や子ども・若者の健やかな成長に資する社会環境の整備などに取り組んでまいります。

また、令和8年4月から生後6か月から満3歳未満の保育所に通園していない子どもを対象とした「こども誰でも通園制度」が開始されることに伴い、新たな給付制度にしっかりと対応してまいります。

さらには、こども園・義務教育学校の再開を契機とした子育て世代の帰還や移住を見据え、子育て支援策を拡充させるための体制を構築するほか、新たな施策の検討を進めてまいります。

歴史・伝統・文化の伝承については、昨年12月に清戸迫横穴墓群から新たな彩色壁画を発見したことを公表しまし

た。町内での彩色壁画の発見は約50年ぶりの快挙であり、発見した壁画の保存状態も良好で、当時の姿を今に伝える極めて貴重な文化遺産であります。

清戸迫横穴墓群の保存と活用を図るとともに、文化財等収蔵庫の建築工事にも着手し、双葉町の歴史と文化の継承に努めてまいります。

最後に、「Vぎざな・結びつき」についてであります。

交流機会の確保については、町政全般に関して町民の皆さんのご意見やご要望を伺い、今後の町政に反映させるため、町政懇談会を開催するとともに、座談会形式による意見交換の場を継続してまいります。

また、行政区が主体となつて活動する除草作業に対して、報奨金の上限額を拡充し、環境美化活動を通じた町内環境の整備をより一層進めることで、ふるさととの結びつきを創出してまいります。

交流・関係人口の創出については、双葉駅前のコミュニティセンターが、震災前の姿をとどめる数少ない施設であることから、町の歴史や記憶を残すため、既存建物を生かしつつ、宿泊機能や賑わいの創出などの新しい観点を捉えた再整備を進めてまいります。

また、中野地区の復興祈念公園の隣

接地に屋外空間を活かした双葉運動公園の整備を進め、本年から用地買収に着手してまいります。

さらには、地域での人や情報、サービスをつなぐ中心的な拠点として、誰もが集い、誰かに会える場所を目指し、新たな公共施設である「駅東地区復興まちづくり支援施設」の検討に着手いたします。

加えて、町内での賑わいを創出するために実施しているイベント補助金に新たな枠を設けるとともに、プレミアム商品券事業を継続するなど、交流・関係人口の創出に寄与する施策に取り組んでまいります。

以上、令和8年度における町政運営の基本方針を申し述べました。今後とも、町議会並びに町民の皆さんと丁寧な意見を交わしながら、双葉町の復興と再生に向けて、職員一同全力で取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆さんの、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和8年度の施政方針といたします。

行政報告

令和8年第1回双葉町議会定例会

3月10日招集の令和8年第1回双葉町議会定例会において、伊澤史朗町長が行政報告を行いました。その概要をお知らせいたします。

12月定例会以降の

行政経過

― 賀詞交換会開催 ―

1月6日、双葉町産業交流センターにおいて双葉町賀詞交換会を開催しました。福島県選出の国会議員をはじめ、県議会議員や行政區長、商工会関係者、町内立地事業所など多数のご来賓の方々にご出席いただき、日頃のご支援に対する感謝を申し上げ、懇親を深めました。



― 総合美術展・作品展覧会開催 ―

1月9日から11日までの3日間、双葉町産業交流センターにおいて、双葉町芸術文化団体連絡協議会主催による「第36回双葉町総合美術展」並びに「第10回双葉町民作品展覧会」が開催され、多くの方々にご来場いただきました。町民の皆さんをはじめ、町立幼稚園、小・中学校の子どもたち、また、友好町である京丹波町から出展いただき、総数307点の素晴らしい作品は、来場された皆さんの目を楽しませるとともに感動を与えていました。

― ダルマ市開催 ―

1月10日、11日の両日、JR双葉駅前において、双葉町ダルマ市

実行委員会主催による「双葉町ダルマ市」が開催されました。

残念ながら11日の午後から一部催しは強風のため中止となりましたが、昨年を上回る延べ3,800名が来場され大盛況のうちに終了しました。

恒例のダルマみこしや巨大ダルマ引きが行われたほか、特設ステージにおいては、双葉町芸術文化団体連絡協議会主催による「第35回双葉町芸能発表会」が行われ、J A スマイル大正琴、双葉町民謡同好会、コーラスふたば、標葉せんだん太鼓保存会の4団体が出演しました。また、「双葉町民俗芸能披露」として、双葉町相馬流れ山踊り保存会による「相馬流れ山踊り」や前沢の女宝財踊保存会による「前沢の女宝財踊」も披露されました。さらには、初發神社において、新山、三字、渋川芸能保存会による「奉納神楽大会」が開催され、来場者から多くの拍手が送られました。



― 英国で広がる交流の輪 ―

1月24日から31日まで、町立学校英語指導助手2名の出身地である英国キングストン・アポン・ハル市及びビバリー町を表敬訪問しました。

今回も昨年度と同様に双葉町立学校生徒海外派遣事業として双葉中学校の代表生徒4名が参加し、現地の学校では実際の授業に参加するほか、日本の習慣や学校に関するクイズを楽しむなど、英語でコミュニケーションを取りながら



交流することが出来ました。今後もオンラインなどによる対話を通して、交流を深めていくことを約束しました。ロンドン大学では福島県出身の大沼信一教授の講演を聞くなど、英国の異文化に触れながら国際理解や国際感覚を培うことができました。

また、ハル市では名誉市長と面会し、友好都市締結に向けた親書を交換しました。ビバリー町では町長と面会し、友好都市締結に向けた覚書を取り交わし、今後も交流を継続していくことを確認しました。

―避難指示解除へ―

再生計画認定

国に申請した特定帰還居住区域復興再生計画の変更について、2月13日に内閣総理大臣の認定を受けました。2回目の帰還意向調査において新たに帰還意向を示した約160ヘクタールが特定帰還居住区域に追加され、町の復興に向けた確実な一歩であると捉えております。

国に対しましては、除染やインフラの復旧など、町民の早期帰還に向けた取り組みを迅速に遂行し、一日も早いふるさとへの帰還を望む町民の想いに寄り添って対応するように、今後とも強く求めています。

―避難指示解除に向けた―

要望活動

2月24日、双葉町、大熊町、富岡町、浪江町、葛尾村、飯館村で構成する「原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会」を代表して自民党東日本大震災復興加速化本部をはじめ、復興庁や環

境省、農林水産省、経済産業省を訪問しました。東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故からまもなく15年の節目を迎える中、いまだ長期にわたる避難生活を余儀なくされている方々が多くおられることを重く受け止め、一日も早い避難指示解除と町の復興に向け、町村の実態に寄り添い、総力を挙げて対応するように要望してまいりました。



―文部科学大臣が町内視察―

3月1日、松本洋平文部科学大臣が町内の復興状況を視察されました。

双葉南小学校の旧校舎におい



て、原子力発電所の事故により避難した状況をご覧いただくとともに、新しいこども園・義務教育学校の整備を進めている双葉中学校の旧校舎を視察いただきました。その後、駅西住宅と駅東側の復興状況を説明いたしました。

また、意見交換では、教育施設の整備等に係る財源や教職員の加配など、双葉町の復興に向けた諸課題に対する支援のほか、原子力損害賠償について、長期間に及ぶ避難生活が継続している町民の実情に応じた適正かつ迅速な賠償に対し、今後とも尽力いただくよう要望いたしました。

双葉町宅地等除草報償金

令和7年4月に創設した「双葉町宅地等除草報償金」制度の報償金額を変更しました。

報償金が最大40万円に増額

変更前 1回あたり上限 **20万円** (年間2回まで)

変更後 1回あたり上限 **40万円** (年間2回まで)

制度の目的

宅地は個人の所有地であるため、町が直接除草を行うことはできませんが、町の景観や生活環境へ影響が懸念されています。

そのため、地域の皆さんによる環境美化活動を支援することを目的として、「宅地等除草報償金」制度を設けています。

制度の概要

作業内容：除草

対象箇所：双葉町内の宅地等（帰還困難区域を除く）

実施者：行政区

報償金：1回につき最大40万円

申請回数：年間2回まで

こんなときはご相談ください

- ・行政区長の連絡先が分からない場合
 - ・除草作業をお手伝いいただける方
- 建設課までご連絡ください。
- ・行政区は少人数で作業を行っています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、こちらを
ご覧ください。



双葉町道路及び河川等美化活動報償金

道路や河川などの除草は震災前には各行政区による「クリーンアップ活動」として行われていました。しかし、震災後は人が集まって作業を行うことが難しい状況です。

そのため、従来のクリーンアップ活動に代わる取り組みとして「双葉町道路及び河川等美化活動報償金」制度を令和6年10月からスタートしています。

前ページの「双葉町宅地等除草報償金」との違い

道路及び河川等美化活動報償金：町有地の除草が対象

双葉町宅地等除草報償金：民有地の除草が対象

制度の概要

作業内容：除草

対象箇所：双葉町が管理する道路及び河川など

実施者：双葉町に所縁のある2名以上で組織した任意の団体

報償金：1回当たり5,000円

申請回数：1カ所につき年間3回まで

詳しくは、こちらを
ご覧ください。



【問い合わせ先】 建設課 ☎ 0240-33-0129

物価高騰対応支援給付金事業の実施時期の変更について

広報ふたば令和8年3月号にて、ご案内いたしました物価高騰対応支援給付金事業について、準備の都合上遅れが生じており、給付時期などを下記のとおり変更いたします。

申請書発送：令和8年4月上旬頃

給付：令和8年6月中旬頃から順次

給付対象者：①全町民 ②令和7年度住民税非課税世帯

給付金額：①1人あたり9,000円 ②1世帯あたり9,000円

※本事業は「物価高対応子育て応援手当支給事業」とは異なります。

【問い合わせ先】 健康福祉課 ☎ 0240-33-0131

～ 夢と希望のある「学び」へ～

令和8年度がスタートしました。本年度も双葉町にとって、未来につながる町づくりを展開し、「新たな双葉町の時代」を切り拓くステップアップの年となります。町民の皆さんが安心して学ぶことのできる環境の整備や教育支援体制の充実を図ることが大切だと考えています。

また、令和7年度に設置した「双葉町教育施設等準備委員会」において協議してきた新しいこども園・義務教育施設における「保育・教育理念・方針」について総合教育会議で承認をいただきました。町内での学校再開は町の復興と相乗効果を生み、子育て世代の移住・定住関係人口の増加などにもつながり、復興を大きく後押しするものと期待しています。引き続き、新しいこども園・義務教育学校の施設整備やカリキュラムの検討を進めるとともに、教育環境整備に係る進捗状況についても、SNSなどを活用しながら情報発信をまいります。

県内外で学ぶ双葉町の子どもたちへ

いわき市錦町で開校している町立学校は今年で13年目を迎えました。現在、新年度の準備とともに、6日の双葉中学校入学式に向けた準備を進めているところです。

県内外で学ぶ双葉町の幼児、児童・生徒の皆さんも、それぞれの就学先で夢と希望を胸に新しい学校生活を楽しみにしていることと思います。保護者の皆さまからも温かい励ましをお願いいたします。

文部科学大臣が来町 教育環境を視察

3月1日には松本洋平文部科学大臣が町内の復興状況を視察されました。

双葉南小学校の旧校舎を案内し、原子力災害による避難の状況や震災から15年経過した現在の状況をご覧いただきました。また、新しいこども園・義務教育学校の整備を進めている双葉中学校の旧校舎についても視察いただきました。

双葉町役場での意見交換の際には、新しいこども園・義務教育学校の準備状況やいわき市内の町立学校における教育の取組について説明しました。

双葉町教育委員会教育長 館下 明夫



▲当時の状況を説明する館下教育長



▲意見交換する松本大臣と館下教育長



ふたば幼稚園だより

年長さんとのお別れ会



3月16日(月)に、卒園する年長さんとのお別れ会を行いました。

送られる側の年長さんは、カレンダーを眺めながら「あと4回幼稚園に来たら終わりってことだよね。さみしいな」と、切ない気持ちになっているようでした。

お別れ会は、年少さんと担任の先生が司会を務め、最初にみんなで写真を見ながら幼稚園生活を振り返りました。

年長さんは、小さい頃の写真が出てくると「うわぁ！小さい！赤ちゃんみたい！」と、嬉しそうな、少し恥ずかしそうな表情を見せていました。

また年少さんは、年長さんと一緒に遊んでいる写真が出てくるたびに「わぁ！すごい！」と喜んでいました。

次に、大きなトランプを使って神経衰弱を行いました。先生も子どもたちも一緒に真剣勝負となり、何度も違うカードをめくっては悔しがったり、自分の順番をソワソワしながら待っていたりする姿が見られました。カードがそろっていくとさらに盛り上がり、会場は大いににぎわいました。

「先生からのクイズタイム！」では、キャラクターシルエットクイズを楽しみました。影になっているキャラクターを当てるのですが、正解がわかると勢いよく手を挙げ、「やったー！」と大喜びしていました。

最後に、年長さんが心を込めて作ったプレゼントを渡しました。

切ない気持ちで始まったお別れ会でしたが、終わる頃には笑顔があふれる、素敵な会となりました。



どこだったかな…？



年長児から園長先生へ 感謝の気持ちを形に



ありがとう、これからもがんばってね。年長児から年少児へプレゼント

【問い合わせ先】 ふたば幼稚園 ☎0246-88-8084

新しい教育施設をnoteでご紹介します

令和10年4月の開園・開校を目指して設計を進めている、双葉町の新しい教育施設。

この施設の保育や教育の方針、設計コンセプト、整備の進み具合などの情報を、みなさんにお届けするために、「双葉町教育施設設立準備室」としてnoteを開設しました。

ぜひチェックしてください。

詳しくは ▶



【問い合わせ先】 教育委員会 教育総務課 ☎0246-84-5210

松本洋平文部科学大臣が町内を視察

3月1日、松本洋平文部科学大臣が双葉町を訪れ、町内の復興状況や教育施設の現状、そして今後の学校整備計画について意見交換をしました。

はじめに、松本大臣は双葉南小学校の旧校舎を視察。館下教育長から震災当時の様子や児童たちの避難状況について説明を行いました。

続いて、令和10年4月の開校を目指す「新しいこども園・義務教育学校」の建設予定地である双葉中学校の旧校舎を案内しました。将来を担う子どもたちの新たな学びの拠点となる予定地を前に、町から整備計画の構想や進捗状況を伝えました。

そしてJR双葉駅に移動し、住民の半数近くが住む駅西住宅やにぎわい再生に向けてスーパーが開業し、飲食店の整備が進む駅東地区を徒歩で視察されました。

最後に町役場庁舎において、伊澤町長と館下教育長、岩本町議会議長と意見交換を行いました。

この中で、伊澤町長は、魅力ある学校づくりを進めるための人的・財政的支援について要望しました。また、原子力損害賠償については、避難指示の解除時期を十分に考慮し、適正な賠償が行われるよう求めました。そして館下教育長からは、義務教育学校の設置に伴う教員の増員や地方教育アドバイザーの継続配置など、教育体制の充実に向けた具体的な要望が示されました。



▲伊澤町長、松本大臣、館下教育長、岩本議長



▲双葉南小旧校舎の視察

復興加速へ要望 帰還困難区域を抱える町村の協議会

原発事故による帰還困難区域を抱える双葉郡6町村で構成する協議会が2月24日、自民党東日本大震災復興加速化本部、復興庁、環境省、経済産業省、農林水産省を訪れ、生活環境の整備や営農・産業の再生などを要望しました。

このうち、自民党東日本大震災復興加速化本部においては、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けたビジョンを早期に明示すること、除染土壌などの県外最終処分地の選定、財源の確保などを求める要望書を谷公一本部長に手渡しました。

また、農林水産省においては、ため池や水路などの農業用水利施設の除染と復旧を着実に進めることを要請。さらに、営農再開を持続可能なものとするため、拠点区域外の農地について、近隣の農地を活用して一体的な耕作ができるよう調整するなど、営農再開に向けた具体的な対策を進めるよう求めました。



▲谷本部長に要望書を手渡す伊澤町長



▲山本啓介農水政務官に要望書を手渡す伊澤町長

図書館・歴史民俗資料館 見学会を開催します

図書館・歴史民俗資料館は、これまで町の学習活動や歴史資料の保存・展示の場として活用されてきましたが、東日本大震災に伴う建物被害調査の結果、解体が決まっています。

そのため、解体に先立ち施設見学会を下記の日程で開催します。館内をご覧いただける最後の機会となりますので、ぜひご来場ください。

令和8年4月10日(金)・令和8年4月11日(土)

10:00～15:00

また、図書館前の桜については、老化とテング巣病などの病気が進行しており、倒木や落枝の危険性があるため、大変残念ではありますが一部を残して建物の解体と同時に撤去することになるため、今春が最後の花見となります。

今回の施設見学会や花見が節目となりますので、多くの皆さまのご来場をお待ちしております。



▲震災前の町立図書館



▲歴史民俗資料館

図書館の図書を50冊を上限に譲与します

図書館の蔵書のうち、歴史的価値がある図書を除いて、お一人様50冊を上限として図書を譲与します。

図書の譲与は、上記施設見学会の開催時間帯のみ行います。お持ち帰り用の袋を持参いただけますようお願いいたします。

また、図書の受け渡しを行う際は、氏名、現住所、連絡先をご記入いただき、図書タイトルを職員が記録いたします。希望者多数の場合は、お待ちいただくことがありますので、予めご了承くださいませようお願いいたします。

【問い合わせ先】 教育委員会 生涯学習課 ☎0240-33-0206



令和8年度 予防接種のご案内

子どもの予防接種

定期予防接種

定期接種はそれぞれの対象年齢を過ぎてしまうと自己負担になります。
適切な時期に受けるようにしてください。



		出生直後	6週	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9~11カ月	12~15カ月	16~17カ月	18~23カ月	2歳	3歳	4歳	5歳	定期接種可能期間
B型肝炎				①	②					③									1歳未満
ロタウイルス	1価			①	②														生後6週～6カ月未満
	5価			①	②	③													生後6週～8カ月未満
肺炎球菌				①	②	③						④							5歳未満
5種混合 ジフテリア・百日咳・破傷風・ ポリオ・Hib				①	②	③							④						生後2カ月～7.5歳未満
BCG								①											1歳未満
麻しん・風しん混合 (MR)													①					②	① 1～2歳未満 ② 5歳～年長児
水痘 (水ぼうそう)												①		②					1～3歳未満
日本脳炎 1期																① ②	③		生後6カ月～7.5歳未満

定期接種推奨期間

定期接種可能期間

参考：日本小児科学会HP

※学童期の定期接種 ・日本脳炎2期：9歳～12歳 ・2種混合：11歳～12歳

任意予防接種

ワクチン名	時期	対象者	助成内容	回数
小児インフルエンザ	10月～	生後6カ月～12歳	償還払い 2,000円/1回を上限に助成	2回/年
		13歳～中学3年生		1回/年
おたふくかぜ	通年	満1歳以上～小学校就学前	償還払い 4,000円/1回を上限に助成	1回のみ

女性の定期予防接種

ワクチン名	対象	備考
HPV (ヒトパピローマ ウイルス感染症)	9価 小学6年生～高校1年生の女子	4月～9価ワクチンのみ。一定の期間をあけて合計2回または3回接種（15歳までに1回目を接種すれば2回接種で完了）。
RSウイルス感染症 (母子免疫ワクチン)	妊娠28週1日～36週6日の妊婦	妊娠ごとに1回接種。

高齢者の定期予防接種

ワクチン名	時期	対象者	回数
高齢者肺炎球菌	通年	<ul style="list-style-type: none"> 接種日時点で65歳の方（66歳誕生日の前日まで） 60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある方（身体障がい者手帳1級程度） 	1回のみ
高齢者带状疱疹	通年	<ul style="list-style-type: none"> 年度内に65歳を迎える方 60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがある方（身体障がい者手帳1級程度） 年度内に70、75、80、85、90、95、100歳となる方。（令和7～11年度の経過措置） 	1回のみ
インフルエンザ	10月～	<ul style="list-style-type: none"> 接種日当日に65歳以上の方 60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある方（身体障がい者手帳1級程度） 	1回／年
高齢者新型コロナ	10月～		

定期予防接種の手続き方法

・県内にお住まいの方

事前にお渡ししている予診票を使用し、県内の医療機関で接種してください。

・県外にお住まいの方

原発避難者特例法により、避難先で接種を受けることができますので、避難先自治体の担当部署へお問い合わせください。町からの依頼書が必要な場合は、健康福祉課までご連絡ください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 健康づくり係 ☎ 0240-33-0131

双葉町社会福祉協議会

～ 4月 健康運動教室・サロンのお知らせ～

こころとからだの健康のため、運動不足を解消しましょう。参加をご希望の方は、事前申し込みが必要となりますので、下記問い合わせ先へご連絡ください。

● 健康運動教室

会場	開催日	時間	問い合わせ・申込先
南東北総合卸センター 2階第6会議室 (郡山市喜久田町卸1丁目1-1)	①毎週水曜日 ②毎週木曜日 のどちらか ※4/29を除く	13:30～15:00	郡山事務所 ☎ 024-973-5291

● 社協サロン

会場	開催日	時間	問い合わせ・申込先
双葉町産業交流センター大会議室 (双葉町大字中野字高田1-1)	4月15日(水)	10:30～12:00	双葉町地域包括支援センター ☎ 0246-84-6729
郡山市喜久田公民館 (郡山市喜久田町堀之内字下河原1)	4月20日(月)	10:00～11:30	郡山事務所 ☎ 024-973-5291

学生の年金保険料が特例で猶予されます

学生の方は所得が少ないため、国民年金保険料の納付を一時的に猶予できる「学生納付特例制度」が利用可能です。新年度の申請は4月から受付が始まります。申請すれば、学生の中の保険料支払いを一時的に猶予されます。

対象者

大学（大学院）、短大、高校、高等専門学校、専修学校、各種学校（※）に在学する学生
 海外大学の日本分校、夜間・定時制課程、通信課程も対象
 私立各種学校は都道府県知事の許可を受けた学校に限る
 ※修業年限1年以上の課程が条件

所得目安 学生本人の前年所得が128万円以下（扶養家族がいる場合は基準額が変わります）

保険料 令和8年度：月額17,920円

申請場所 双葉町健康福祉課（各支所含む）または最寄りの年金事務所

追納（後払い）の仕組み

学生納付特例制度の期間中でも、将来の年金受給資格は確保されます。
 保険料を全額納付した場合に比べ、将来受け取れる年金額は少なくなります。
 社会人になった後、特例制度を受けた期間の保険料は10年以内に追納可能。
 追納することで将来の年金額を増やせます。
 ただし、3年目以降の追納には加算額が上乗せされます。

その他の支援制度

学生でも上記制度に該当しない方、学生以外で国民年金保険料の納付が困難な方は申請により保険料の免除・猶予制度も利用可能です。まずは役場や年金事務所にご相談ください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 国保年金係 ☎0240-33-0131

はじめよう！健民アプリで健康ライフ

これまで双葉町では、「ふくしま健民アプリ」と「ふくしま健民カード」を使って健康づくりを進めてきました。

令和8年4月より、ふくしま健民カードは終了し、アプリに一本化します。

アプリ上に表示されるバーチャルふくしま健民カードを提示すると、協力店で特典が受けられます。また、バーチャルウォーキング大会などのイベントに参加して、楽しみながら健康づくりをしましょう。

アプリのダウンロードは
こちらから



乳幼児健康診査のお知らせ

現在、多くの町民の方が町外に避難されているため、双葉町内での乳幼児健康診査は実施していません。下記の案内にしたがって受診してください。

居住場所	健診方法	案内方法	問い合わせ先
県内外 (いわき市・郡山市以外)	避難先自治体の方法に従って受診	各自治体の案内に従う	お住まいの自治体の母子保健担当部署
いわき市・郡山市	双葉町からの連絡に従って受診	双葉町から健診の前月に個人通知でご案内	双葉町健康福祉課健康づくり係
双葉町	浪江町で受診	浪江町から健診の前月に個人通知でご案内	双葉町健康福祉課健康づくり係

避難先住所に変更があった場合は、乳幼児健康診査を円滑に受診できるよう、速やかに健康福祉課へご連絡ください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 健康づくり係 ☎ 0240-33-0131

避難先の学校に通う児童・生徒の保護者の方へ

就学援助のお知らせ

双葉町に住所を有し、避難先の小・中学校に通学している児童・生徒の保護者の方を対象に、義務教育の円滑な実施を目的として、学用品費などの一部を援助しています。

申請について

就学援助の申請は、「原発避難者特例法」により、原則として避難先の自治体で行うこととされています。支援を希望される方は、避難先の市区町村教育委員会、または現在通学している学校へご相談ください。

※自治体によっては、世帯の所得状況などにより支援の対象とならない場合があります。

双葉町への申請が必要な場合

避難先の市区町村で就学援助の対象として認定されなかった場合は、双葉町教育委員会教育総務課へお申し出ください。

※避難先の市区町村との重複受給はできません。

申請書類の送付について

令和7年度に双葉町から支援を受けていた児童・生徒および令和8年度に新入学予定の児童・生徒については、5月下旬ごろに申請書などの関係書類を送付します。

【問い合わせ先】 双葉町教育委員会 教育総務課 ☎ 0246-84-5210

環境省 福島地方環境事務所からのお知らせ

解体工事について

・特定帰還居住区域の被災家屋等の解体申請について

環境省では、双葉町の特定帰還居住区域（鴻草、渋川、長塚、寺沢、松倉、上羽鳥、下羽鳥、目迫、水沢、前田、新山、細谷、山田、松迫、石熊の各一部※）及びその周辺に位置する建物解体の申請を受け付けています。

解体申請の受付窓口につきましては、令和8年4月1日より体制が変更となりました。

【解体申請受付窓口】

- ・浜通り南窓口（いわき市平字小太郎町1-6 いわきセンタービル6階）

☎0120-773-275

JRいわき駅から約700m（徒歩約10分）

車でお越しの方は「いわき市平十五町目駐車場」をご利用ください。受付窓口に駐車券をお持ちいただくと無料になります。

- ・浜通り北窓口（浪江町大字権現堂字上続町12 朝田ビル1階）

☎0120-603-016

JR浪江駅から約200m（徒歩約3分）

車でお越しの方はビル裏口駐車場をご利用ください。

- ・双葉町いわき支所1階（いわき市東田町2丁目19-4）

☎0120-773-275

毎週火・金曜日に開設（他の曜日に来所を希望される場合はご相談ください）

※ご希望に応じて、双葉町役場本庁舎、申請者のご自宅等に伺います。

お気軽に☎0120-773-275（浜通り南窓口）までご連絡ください。

受付時間は月～金曜日（年末年始、土日祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分です。

詳しくは、環境省ホームページ（https://fukushima.env.go.jp/topics_00155.html）もご覧ください。

※所有建物の所在地が区域範囲内か確認したい方は解体申請受付窓口までお問い合わせください。

※環境省が除染した家屋等は解体申請の対象にはなりませんので、**解体の意向がある場合は解体前に家屋等の除染を希望しないでください。**



片付けゴミについて

・特定帰還居住区域の片付けごみの個別回収について

双葉町の特定帰還居住区域内の家屋について、家屋の片付けによって生じた片付けごみの個別回収を行っております。

【片付けゴミ個別回収申込先】 双葉町片付けごみサポートセンター

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00（祝日及び年末年始を除く）

連絡先：☎0120-007-886（フリーダイヤル）FAX 0120-004-553（24時間対応）

※事業系廃棄物及びすでに避難指示解除された地域の片付けについては受け付けておりません。

中間貯蔵施設について

・ 中間貯蔵施設見学会について

中間貯蔵事業情報センターでは、中間貯蔵施設をバスで巡る見学会を開催しています。
4月17日(金)、18日(土)を予定しています。

見学のお申込み・お問合せは、中間貯蔵事業情報センター(☎0240-25-8377)までお願いします。



〈除去土壌等の搬入状況(双葉工区)〉

中間貯蔵施設双葉工区への搬入状況は下記のとおりです。

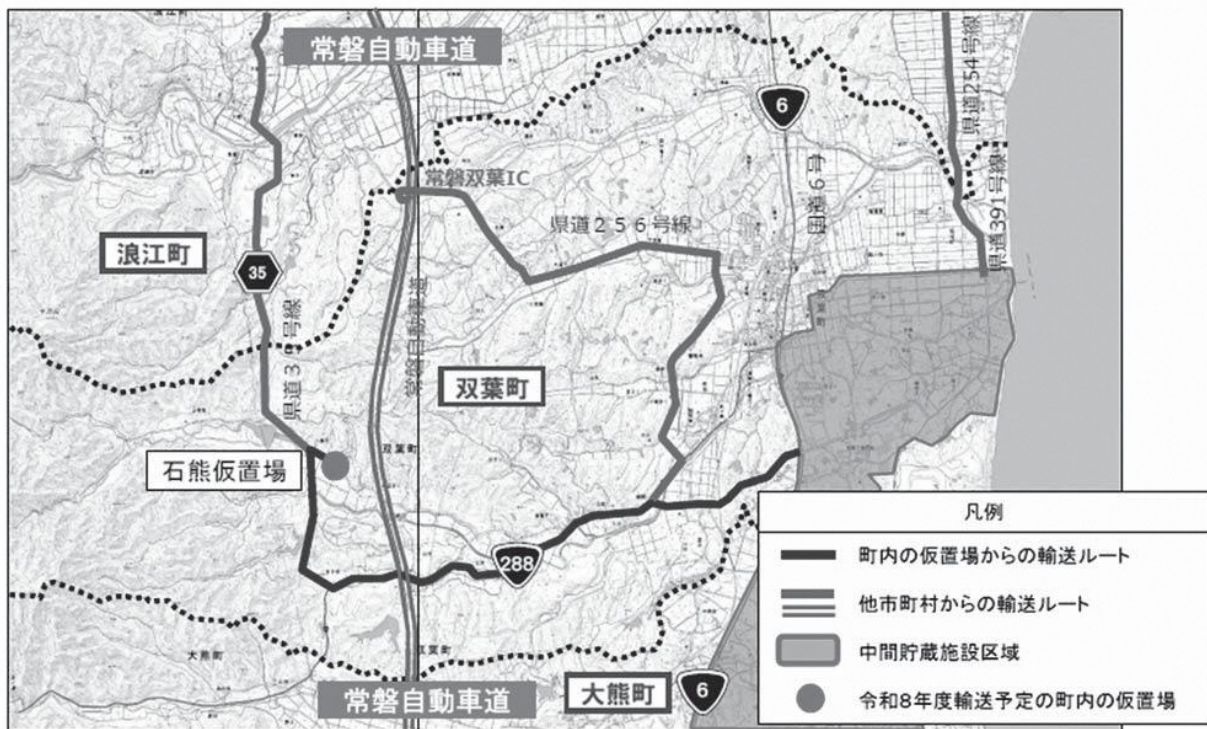
昨年度は、56,898㎡搬入しています。(2015年からの累計：4,012,417㎡) ※2月28日現在

・ 令和8年度の除去土壌等の輸送計画について

今年度は、双葉町内から144,000㎡程度の除去土壌等を中間貯蔵施設区域内へ輸送予定です。また、他市町村からの輸送車両も通過しますので、引き続きご協力をお願いいたします。

なお、令和8年4月29日(水)～令和8年5月6日(水)までの期間は輸送を休止いたします。

輸送ルート



・ 除去土壌等の輸送にあたっての安全対策について

引き続き、以下の対策・取り組みを行ってまいります。

- ① 輸送対象物と輸送車両の管理を適切に実施します。
- ② 輸送車両からの除去土壌等の流出防止対策を行います。
- ③ 輸送車両の運転者に対し、教育や研修を実施します。
- ④ 交通誘導員の配置や看板の設置など、輸送ルート上の道路交通対策を行います。
- ⑤ 輸送車両が中間貯蔵施設区域内から退出する際にスクリーニングを実施します。

除去土壌等の輸送
車両の走行状況



東日本大震災 被災者生活再建支援制度申請期間延長のお知らせ

東日本大震災を対象にした国の被災者生活再建支援制度の申請期間が1年間延長されました。これまで申請されていない方はぜひ、ご検討ください。

1. 制度概要 自然災害で住宅が全壊など生活基盤に著しい被害を受けた世帯を対象に、生活再建を支援する制度です。東日本大震災を対象とした支給対象世帯は次の通りです。

- ・住宅が「全壊」または「大規模半壊」した世帯
- ・住宅が「半壊し、やむを得ず解体した（半壊解体）」世帯

※全壊・大規模半壊・半壊は、り災証明書で確認します。解体前に戸籍税務課の家屋被害認定調査を受けてください。

2. 支援金の支給額 支給額は、基礎支援金と加算支援金の合算です。

基礎支援金				加算支援金			
住宅の被害程度に応じて支給				住宅の再建方法に応じて支給			
		全壊	半壊解体	大規模半壊	建設・購入	補修	賃借
支給金額	複数世帯	100万円	100万円	50万円	200万円	100万円	50万円
	単数世帯	75万円	75万円	37.5万円	150万円	75万円	37.5万円

※配偶者や親族から危害を受ける恐れで別居していた場合も、生活の本拠として居住していたことが証明できれば申請可能です（電気・水道料金明細等で確認）。

3. 支援金の申請に必要な書類

基礎支援金・加算支援金それぞれ必要書類があります。
詳細は、町公式ホームページをご確認ください。



4. 申請期限 令和9年4月10日まで

【問い合わせ先】 住民生活課 生活支援・賠償対策係 ☎0246-84-5200

条例等の公布方法が町ホームページ上の「電子掲示場」に代わります

これまで役場および各支所の掲示場で行っていた条例の公布や告示などは、令和8年4月から町公式ホームページの「電子掲示場」への掲載に変更します。

ただし、インターネット回線の障害などにより、長期間ホームページを閲覧できない場合は、従来どおり役場および各支所での掲示版を仕様します。

【問い合わせ先】 総務課 ☎0240-33-0124

長塚一行政区交流会のご案内

開催日 令和8年6月6日(土) 15:00～
(総会終了後 18:00～交流会)

場所 小名浜オーシャンホテル
(いわき市泉町下川大畑17)
☎0246-56-3311

申込締切日 参加希望の方は5月15日(金)
まで連絡ください。

会費

総会・交流会参加者 4,000円(1人)
総会・交流会参加及び宿泊者 8,000円(1人)

【連絡先】

渡辺 雄二 ☎090-2970-7693
樋渡久仁雄 ☎090-8315-6770

双葉中 昭和55年度 還暦同級会

12月28日、いわき市内で双葉中学校昭和55年度の還暦同級会を開催しました。同級会は埼玉県で行って以来、約9年ぶりの開催で、39人が参加しました。

代表幹事の菊池秀則さんの挨拶、吉田清己さんの乾杯で会が始まり、成人式以来の方や20年ぶり、30年ぶりに出席された方もいましたので、顔と名前が一致できるよう、まずは全員で1分間スピーチを行い、各人の近況等を披露していただきました。

昔話に花が咲き予定していた2時間もあっという間に過ぎ、遠藤毅さんの締めの挨拶で閉会しましたが、続くカラオケ店での二次会には35人が参加し、一次会同様、話が尽きないほどに大変盛り上がりました。

三次会、四次会と日付が変わるまで楽しんだ方もいたようですが、2年後の再会を約束し笑顔で散会しました。



幹事

菊池秀則、
田中勝弘、
岩崎(渡辺)真由美、
田中(細沢)晴美、
太田(里見)春美、
荒川直人

人のうごき2月分 敬称略

お誕生おめでとうございます

氏名	生年月日	保護者	行政区
伊澤 要	2月9日	亮・光	三字
木幡 <small>ひいろ</small> 柊彩	2月9日	昌也・友紀恵	長塚二

お悔み申し上げます

氏名	年齢	死亡日	行政区
石田 ミツ子	99	1月30日	石熊
山本 安夫	75	2月1日	細谷
佐藤 トク	98	2月8日	下長塚

了承を得られた方のみ掲載しています。

秘書広報課 ☎0240-33-0125

双葉町民の避難状況 (令和8年3月1日現在)

- ・福島県内に避難されている方 3,690人
- ・福島県外に避難されている方 2,622人

双葉の風だより

全国に避難されている皆さんから寄せられた
お便りの一部をご紹介します

- ・生き甲斐は が 和裁なりしと 針運ぶ
- ・洗濯を 干し居る耳に デデポッポ
- ・地蔵帽 作って待ちる 春彼岸
- ・福は内 豆撒き追い出す 鬼は外
- ・年明けて 茶香みは干支の 駒焼きで

今泉 禮子(長塚二)

※双葉の風だよりでは皆さまからの投稿をお待ちしております。

“美味しい”が 集まる場所へ。

災害版179号 令和8年4月1日発行

(編集・発行) 福島県双葉町 秘書広報課

鉄板焼きの香りと旨味を堪能！ 福島・麓山高原豚の贅沢一皿

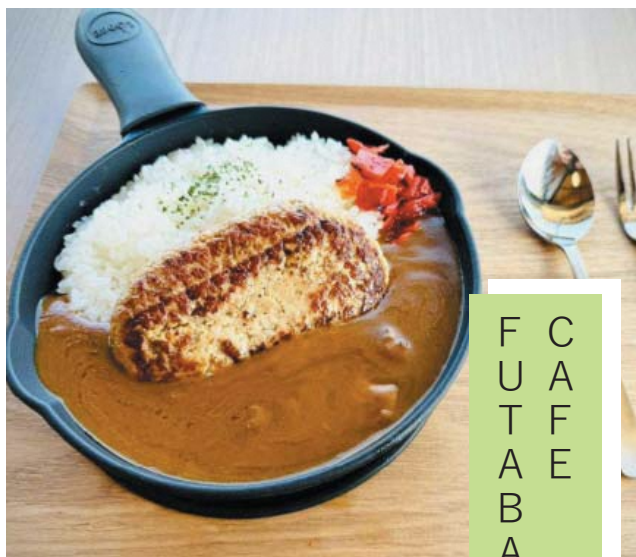
ジューシーで旨味たっぷりの麓山高原豚を鉄板で熱々のまま提供。最後の一口まで温かさと香ばしさを楽しめるのはまさに鉄板焼きの醍醐味です。ガーリックの香りが肉の旨みをさらに引立てます。将来は地元野菜を使い、双葉町ならではの一品に仕上げる予定とのこと。

さらに、たい焼き風のダルマ型スイーツ「ダルマ焼き」も販売中。

個性豊かな3つの飲食店がオープン！
ランチも、夜の一杯も楽しめる双葉町の
“行きつけ”が、きっと見つかるはず。



串と鉄板だるま



FUTABA
CAFÉ

北海道の味を双葉町で！ 熱々ビーフカレー新登場

看板メニューは、熱々のスキレットで提供する「FUTABA 鉄板ビーフカレー」。ビーフとスパイスの効いたルーが絡み合い、鉄板の熱で最後までアツアツで楽しめる逸品です。

他にも、とんかつカレー、ウィンナーカレー、ハンバーグカレーなどを準備！

ドリンクメニューには、有機焙煎コーヒー、カフェラテ、紅茶などを揃え、食後の一杯も楽しめます。

地元・常磐もの満喫！ 居酒屋こんどこそのお刺身定食

新鮮な地元・常磐ものの旬の魚をたっぷり使った「居酒屋こんどこそ」のお刺身定食は、家庭的な温かさとボリューム満点の注目メニューです。

毎日仕入れる新鮮な刺身は見た目にも鮮やかに美しく盛り付けられています。たっぷりのご飯と日替わりの手作り副菜が花を添え、心を満たす内容となっています。夜は常磐ものに加えて豊富なラインナップの日本酒が味わえます。



居酒屋
こんどこそ